

お詫びと訂正

『令和4年度版 社会保険実務の手引き』において、次のとおり誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

■修正箇所（下線部）

<1ページ・下>

「●船員保険の保険料率（令和4年3月分～）」の項、1行目

（誤）船舶所有者負担率は5.05% → （正）船舶所有者負担率は6.10%

<2ページ・下>

「●「士業」の個人事業所を被用者保険の適用対象に（令和4年10月～）」の項、1行目

（誤）次の10の「士業」について、 → （正）次の「士業」について、

「「士業」の業種」に、以下の2つを追加。

（追加）・沖縄弁護士 ・外国法事務弁護士

<9ページ・上>

「●パートタイマー（短時間労働者）の適用」の項、**2**内の条件**3**の文章

（誤）報酬（資格取得時決定の例により算定した額）が88,000円以上であること



（正）月額賃金が88,000円以上であること

<15ページ・上>

「■健康保険被扶養者（異動）届の記入例」

「C その他の被扶養者欄1」に住所の記載がありませんが、実際には住所を記入します。

<82ページ・上>

「●65歳以上の人の在職老齢年金のしくみ」の項、右段1行目

（誤）65歳未満とは計算方法が異なり、 → （正）削除

<83ページ・下>

「●老齢年金生活者支援給付金」の項

（誤）②保険料免除期間に基づく額（月額） → （正）②保険料免除期間に基づく額（月額）

10,803円※2×保険料免除期間／480月※1

10,802円※2×保険料免除期間／480月※1

<84ページ・下>

「●老齢厚生年金も繰上げできます」の項、図のタイトル

（誤）■ [昭和33年10月生まれの男性] が → （正） [昭和37年10月生まれの女性] が